第１０５号議案

町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

町田市道路占用料徴収条例（昭和５０年４月町田市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

別表（第２条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料（円）
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	１，６７０
	第２種電柱		２，５７０
	第３種電柱		３，４６０
	第１種電話柱		１，４９０
	第２種電話柱		２，３９０
	第３種電話柱		３，２８０
	略		略
略		略	略
路上に設ける変圧器		１個につき１年	１，４６０
地下に設ける変圧器		占用面積１平方メートルに	８９０

改正前

別表（第２条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料（円）
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	１，６２０
	第２種電柱		２，４８０
	第３種電柱		３，３５０
	第１種電話柱		１，４４０
	第２種電話柱		２，３１０
	第３種電話柱		３，１８０
	略		略
略		略	略
路上に設ける変圧器		１個につき１年	１，４１０
地下に設ける変圧器		占用面積１平方メートルに	８６０

			つき１年	
		変圧搭その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	２，９８０
		広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	１１，８００
		その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	２，９８０
	法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	６２
		外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		８９
		略		略
		外径が０．３メートル以上		３５０

			つき１年	
		変圧搭その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	２，８９０
		広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	１１，５００
		その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	２，８９０
	法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	６０
		外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		８６
		略		略
		外径が０．３メートル以上		３４０

		０．４メートル未満のもの		
		外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		６２０
		外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの		８９０
		外径が１メートル以上のもの		１，７９０
法第３２条第１項第３号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１年	２，９８０
法第３２条第１項第４号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１年	１，４９０
法第３２条第１項第５	略		占用面積１平方メ	略
	上空に設ける通路			５，９３０

		０．４メートル未満のもの		
		外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		６００
		外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの		８６０
		外径が１メートル以上のもの		１，７３０
法第３２条第１項第３号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１年	２，８９０
法第３２条第１項第４号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１年	１，４４０
法第３２条第１項第５	略		占用面積１平方メ	略
	上空に設ける通路			５，７７０

号に掲げる施設	地下に設ける通路		ートルにつき１年	３，５６０
	略			略
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	略		略	略
	商品置場その他これに類するもの		占用面積１平方メートルにつき１年	１１，８００
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積１平方メートルにつき１年	１１，８００
	標識		１本につき１年	２，３９０
	旗ざお及び幕	略	略	略
		その他のもの	占用面積１平方メートル又は１本につき１年	１１，８００
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	１基につき１年	１１８，６００
		その他のもの		５９，３００
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積	２，９８０

号に掲げる施設	地下に設ける通路		ートルにつき１年	３，４６０
	略			略
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	略		略	略
	商品置場その他これに類するもの		占用面積１平方メートルにつき１年	１１，５００
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積１平方メートルにつき１年	１１，５００
	標識		１本につき１年	２，３１０
	旗ざお及び幕	略	略	略
		その他のもの	占用面積１平方メートル又は１本につき１年	１１，５００
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	１基につき１年	１１５，４００
		その他のもの		５７，７００
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積	２，８９０

	１平方メートルにつき１年	
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料の置場	占用面積１平方メートルにつき１年	１１，８００
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる仮設収容施設	占用面積１平方メートルにつき１年	２，９８０
略	略	略

備考　略

	１平方メートルにつき１年	
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料の置場	占用面積１平方メートルにつき１年	１１，５００
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる仮設収容施設	占用面積１平方メートルにつき１年	２，８９０
略	略	略

備考　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。